

山梨県文化財保存事業費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 知事は、県下の文化財を保存し、かつその活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献するため、文化財の保存事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助事業者は、所有者、管理者又は地方公共団体（県を除く。）とする。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 補助対象経費は、次のとおりとする。

- 一 国及び県指定文化財（以下「指定文化財」という。）の解体修理等に要する経費
 - 二 指定文化財に対する消火設備等の防災施設設置に要する経費
 - 三 指定文化財に対する保存庫等の保存施設設置に要する経費
 - 四 指定文化財の防災施設保守点検等の管理に要する経費
 - 五 埋蔵文化財の緊急発掘調査に要する経費
 - 六 その他文化財（保存対策調査等により文化財としての学術的価値が認められたものを含む）の保存上、知事が必要と認める事業に要する経費
- 2 前項の経費に対する補助率は次のとおりとする。
- 一 国庫補助を伴う事業については、国庫補助残額の2分の1以内
 - 二 地方交付税の措置のある起債を充当する事業については、起債（当該年度に事業費補正がある場合には、その額を含む）充当後の市町村負担額の2分の1以内
 - 三 その他の事業については、補助対象経費の2分の1以内

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により補助金交付申請書（様式第1）に次の各号に掲げる書類を添え、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- 一 設計仕様書及び設計図（事業の性質上、これら書類を添付しがたい場合は、事業計画書）
- 二 収支予算書

三 補助事業を実施しようとする箇所の写真及び見取図

四 その他知事が必要と認める書類

- 2 補助金の交付を受けようとする者は、消費税法上の課税事業者（個人事業者又は法人）である場合は、前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付決定）

- 第5条 知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、これを審査の上交付決定を行い、その結果を補助事業者に通知するものとする。
- 2 知事は、第4条第2項の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。
- 3 知事は、第4条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（補助金の交付条件）

- 第6条 規則第6条の規定による補助金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。
- 一 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合においては、計画変更承認申請書（様式第2）により、知事の承認を受けること。ただし、補助事業に要する経費の区分ごとに配分された額の相互間におけるいずれか低い額の20%以内の変更又は当該事業の目的及び仕様に及ぼす影響が軽微であって、補助金の額の増額を伴わないものはこの限りでない。
- 二 補助事業を中止、又は廃止する場合においては、事業中止（廃止）承認申請書（様式第3）により、知事の承認を受けること。
- 三 補助事業が予定の期日内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けること。
- 四 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存すること。
- 五 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産及び補助事業により

取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については、別に定める期間を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。

六 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は財産処分承認申請書（様式第4）を知事に提出し、その承認を受けなければならないこと。

七 補助事業者は、知事の承認を受けて取得財産等を処分することにより収入があった場合には、補助金の全部又は一部に相当する金額を県に返還しなければならないこと。

八 その他補助事業の交付の目的を達成するために必要と認める事項。

（状況報告）

第7条 補助事業者は、次の各号に掲げる報告書を知事に提出しなければならない。ただし、第3条第1項第四号に係る事業については、第一号の報告書の提出を省略することができる。

- 一 着手報告書（様式第5） 事業に着手したとき。
- 二 状況報告書（様式第6） 必要と認めるとき。

（補助金の交付）

第8条 補助金は、事業完了後、検査のうえ交付する。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払いをすることができる。

2 概算払いを受けようとする者は、概算払請求書（様式第7）により請求するものとする。

（実績報告）

第9条 規則第12条の規定による実績報告書（様式第8）には、次の各号に掲げる書類を添えて、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1ヶ月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、知事に報告をしなければならない。

- 一 実施仕様書及び実施設計図（事業の性質上、これら書類を添付しがたい場合は、事業実施明細書）
- 二 収支精算書
- 三 補助事業の経過又は成果を証する写真
- 四 その他知事が必要と認める書類

2 補助事業者は、消費税法上の課税事業者（個人事業者又は法人）である場合は、前項の規定により実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10条 補助事業者が消費税法上の課税事業者（個人事業者又は法人）である場合は、補助事業完了後、申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額確定報告書（様式第9）により速やかに、知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類の提出)

第11条 この要綱に定める書類は、市町村教育委員会を経由し、知事あて提出すること。

附則 この要綱は、昭和38年4月1日から適用する。

附則 この要綱は、平成6年4月1日から適用する。

附則 この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

附則 この要綱は、平成18年7月21日から適用する。

附則 この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附則 この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附則 この要綱は、平成27年3月3日から施行し、平成27年2月23日から適用する。

附則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則 本要綱第3条第2項第1号に定める国庫補助を伴う事業の補助率について、「新型コロナウイルス感染症の影響による収入額の減少に係る文化財補助金の補助率について」（令和2年7月2日文化庁長官裁定）の適用を受けるものは、加算措置前の国庫補助残額の2分の1以内とする。

2 この要綱は、令和2年9月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附則 本要綱第3条第2項第1号に定める国庫補助を伴う事業の補助率について、「新型コロナウイルス感染症の影響による収入額の減少に係る文化財補助金の補助率について」（令和3年4月1日文化庁長官裁定）の適用を受けるものは、加算措置前の国庫補助残額の2分の1以内とする。

2 この要綱は、令和3年6月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。